

処分を受けた 職 員	岡崎市民病院医療技術局 正診療放射線技師 60歳代 男性
処分の年月日	令和5年4月12日
処分の種類 及び程度	懲戒処分 戒告
根拠法令 及び条項	地方公務員法第29条第1項第1号
処分の理由	自己の業務目的以外で電子カルテを閲覧したことは、当時の岡崎市個人情報保護条例第11条第3項に違反した行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号に該当するものである。